

『塵芥集』から探る奥羽の自力救済社会 — 他国法と比較して —

佐藤 耕太郎

はじめに

『塵芥集』とは、天文五年（一五三六）に奥羽の戦国大名である伊達種宗によって制定された分国法である。その条文数は一七一カ条にも及び、詳細な内容が際立っていると見えよう。しかし、『塵芥集』を分析対象とした研究は、意外なことにあまり存在しない。以下、その数少ない研究を整理する。

まず、その最大の研究として挙げられるのは、小林宏氏による『伊達家塵芥集の研究』（創文社、一九七〇年）であろう。この小林氏の研究は、『塵芥集』という名称の由来やその意義、構造に見られる特質、御成敗式目との関連性など、多岐に渡っている。小林氏は、この研究の中で、『塵芥集』の制定理由についても言及しており、その理由は奥州守護職の補任にあるとしている¹。

一方で、遠藤ゆり子氏は、『塵芥集』の制定理由は在地社会の実態追及から明らかになるとして、条文内容の意義を検討した。具体的には、『塵芥集』の用水規定を考察して、その結果、人々の生存に対処するために『塵芥集』は制定されたと結論づけている²。

また、近年では、桜井英治・清水克行両氏が『戦国法の読み方―伊達植宗と塵芥集の世界―』（高志書院、二〇一四年）を上梓しており、多くの条文の解釈と理解を試みている。桜井・清水両氏は、この中で山賊行為の裁決に関する条文である第六五条を取り上げているが、これを受けて、前川祐一郎氏は、第六五条の別の解釈の可能性を提示している³。

さて、以上の研究の中から、本稿で注目したいのは、遠藤氏の論考である。この論考は、奥羽における村落の事態を探っており、大変貴重な成果と言える。しかし、黒嶋敏氏は、この論考に対して、村落の自立性を拡大解釈していると批判している⁴。したがって、奥羽における村落の自立性には、多少の言及の余地があると言えよう。

そこで、本稿では、『塵芥集』を題材として、当該期の奥羽における村落の「自力救済」体系を検討していきたい。具体的には、他の分国法（以下、他国法と称する）との比較を通して、奥羽の村落が自身の運営上に発生する問題に対して、どれほど主体的に解決していたのか、という点を探っていくこととする。

一 奥羽の自力救済

本章では、『塵芥集』が制定された奥羽における「自力救済」の実態を検討していきたい。具体的には、境相論、百姓の去留、用水の三つの規定を検討材料とする。

1 先例と中分

本節では、武力などの実力を保全することにより、紛争解決が図られていた、当該期の「自力救済」社会におい

て、そのあり方がよく表れている境相論に焦点を当てることにする。

境相論に関する規定は、中世法にしばしば見られる。ここでは、『塵芥集』と他国法における、境界の不明な山野河海での境相論に関する規定を比較し、それぞれの相違点とその原因を探っていききたい。まずは、『塵芥集』における境相論規定について、次の【史料一】から【史料三】に示す。

【史料一】『塵芥集』第一二三条

一、せんくよりさかひなく、入あひにかり候山野の事、さくはにいたし候二付てもんたうあり、しからハ山ハ山、野ハ野、せんきのことくさくはをあひやめへきなり、なを此旨をそむき、しゐてさくはになすともからあらは、くたんのさくはをりうんの方へ付へきなり、

【史料二】は、「以前から境界がない」「入あひにかり候山野」（共有地）について、そこを「さくは」（田畑）にしようとして訴訟になることがある。この場合、「せんき」（先例）に従って、田畑にすることは止めなさい。なお、この決まりに背いて、強制的に田畑にしようとする者がいれば、所有に関して道理のある者にその土地を付与する。」としている。

【史料二】『塵芥集』第一二三条

一、さかひ相た、さるの山の事、せんきまかせたるへし、かくのことくの地、もしちきやうのきあるなきのもんとう、相たかひにちきやうの年記をかにかへ、たうしよむ廿一ヶ年過候者、さたをあらたむるにをよばす、しかるに一はうは、年久しくしよむのよし申、一はうは、ちかき年むりに手を入らるゝ、ひふんのよし、たひくもんたうにをよふといへとも、をしかすめらるゝのゆへ年月をふる、さらにゆうしよなきにあらざるのよしせせうをくハたつ、しかのこときともから、相たかひに申旨をた、しさくり、理のをすかたへくた

んのろんしよをつけ、ならひに、いせんにのすることく、ひふんの申いつるかたのしよたひのうちをさきわけ、かのろんしよほとたうりのかたへ付へきなり、

【史料二】では、「境界がない山に關しては、「せんき」に従いなさい。このような土地の知行をめぐる訴訟が發生した場合は、相互の知行年数を考慮し、それが二十一年以上経過していたら、知行者を改める必要はない。しかし、一方は、その土地を二十一年以上知行してきたと主張し、もう一方は、それは無理に入手した土地であると主張し、頻繁に争いが起こる。そして、後者が、その土地は相手に盗み取られたために年月が経過しているので、こちらのほうが土地に対する由緒があると主張し、訴訟を企てることがある。このような者については、相互の主張を吟味し、道理のある者へ訴訟対象地を付与する。そして、前条で定めたように、道理のなかつた者の所領の一部を没収し、この訴訟対象地の土地を道理のある者へ与える。」と規定されている。

【史料三】「塵芥集」第一六九条

一、田畠ならびに山野・屋しきとうのさかひの事、せんきまかせたるへし、然処ふるさかさかひをあらためわたくしにはうしをたて、そせうをくハたつるのとき、本主ろんをなす事、ひきよたるにあらず、仍りやうはう申旨、これをさうめいし、ひふんのそせうたらは、そせう人のりやう地のうちをさきわけ、論人のかたに付へきなり、

【史料三】は、「田畑や山野、屋敷などの境界については、「せんき」に従いなさい。したがって、以前からの境界を改め、私的に境界を示す標識を立て、訴訟を企てた場合、本来の土地所有者が反論することは道理に反することではない。ゆえに、両方の主張を吟味し、道理に適っていない訴訟であると判明した場合は、原告の領地の一部を没収し、訴えられた側に付与する。」と定めている。

これに対して、他国法の山野河海における境相論についての規定を検討していきたい。これについては、次の

【史料四】から【史料七】に掲げる。

【史料四】『今川仮名目録』第三条

一、川成・海成之地^(註)うちをこす^(註)に付て、境を論する儀あり、彼地年月を経て、本跡知かたくハ、相互にたつ^(註)る所の境之内、中分に可^(註)相定歟、又格別の給人をも可^(註)被^(註)付也、

【史料四】では、「川成・海成之地」（河原や浜辺になつてしまつた場所）を「うちをこす」（再開発する）際に、境界を争う訴訟が発生することがある。年月が経過していて、訴訟対象地の本来の境界が不明である場合は、この訴訟の原告と被告がそれぞれに設定した境界の「中分」（折半）に、新たな境界を設定する。また、この裁決に納得しない場合は、原告・被告とは別の者に土地を付与する。」と定められている。

【史料五】『甲州法度之次第』第八条

一、山野之地就^(註)打起、四至傍爾境論者、糾^(註)明本跡、可^(註)定^(註)之。若又依^(註)旧境、不^(註)及^(註)分別^(註)者、可^(註)為^(註)中分、此上猶有^(註)諍論之族^(註)者、可^(註)附^(註)于別人、

【史料五】は、【史料四】を継承した条文であるため、その内容はほぼ同趣旨である。

【史料六】『結城氏新法度』第五八条

一、さかひ論^(註)之^(註)さた、如^(註)推量^(註)者、まへ^(註)より持来^(註)候所、田畠^(註)なんたん^(註)と云所^(註)二、論者あるましく候、其所^(註)帯^(註)のそは二候^(註)はん原^(註)かやか山^(註)か、な^(註)に、ても候を、自^(註)両方^(註)ひらき詰、これハこなた^(註)のうちと論^(註)すへきと見^(註)及^(註)候、それハしう^(註)こもはう^(註)もなき事^(註)にて候間、し^(註)らへたて候て、十^(註)たんの所^(註)ならば、両方^(註)へ五^(註)たんつ、つ^(註)け候歟、それをもとかく^(註)ならば、ても^(註)にさし^(註)をき、別人^(註)二可^(註)刷^(註)候、此^(註)両条^(註)たるへく候、

【史料六】は、「境界をめぐる争いについては、一般的に、田畑が何段あると主張する場所に対して、訴訟を企てる者はいない。原告の所領の近くではない山林や原野を両側から「ひらき詰」（開発して）、境界が接した際に争いが発生するように思われる。この争いについては、証拠も境界を示す標識もないので、よく調査して、もし訴訟対象地が十段ならば、両方へ五段ずつ付与するということにしないさい。このような方法も適当でない場合は、結城氏が訴訟対象地を没収し、第三者にそれを与える。本条はこの二つの決まりを定めている。」としている。

【史料七】「結城氏新法度」第六〇条

一、川之瀬之論、わか所帯(魚)と人の所帯(魚)ならひたる所あるへく候、まへわか所帯(魚)のうちにある瀬か(魚)り、人の所帯との間ニあるへく候、もとわかうちにて候とて、此瀬(魚)二いろふへく候、又人ハわかうちと可(魚)し申候、両方之境ならば、上十五日川上、下十五日川下とわけ、うほを取へき敷、又両方より出合、二十とれ候ハ、十つ、わけへく候敷、いくつとれ候共、此かんかへにて取へく候、此両条之外あるましく候、六ヶ敷申理へからず、

【史料七】では、「川瀬の境界をめぐる争いは、自分の所領と他人の所領が隣接する場所で起こる。以前は自分の所領内にあった川瀬が、他人の所領との間に変動することがある。この場合、以前は川瀬が自分の所領内にあったとしても、現在の川瀬の境界に文句をつけてはならない。また、自分の所領内に川瀬があると主張する者もいるであろう。その場合、川瀬が両者の所領の境界に位置していたら、月の前半十五日は川上を知行する者、後半十五日は川下を知行する者というように分けて、魚を採取しないさい。もしくは、両者合わせて二十尾採れたら、十尾ずつ分けるというようにしないさい。いくら採れたとしても、このようにしないさい。以上の二つの決まりを遵守し、それ以外のことはしてはならない。また、混乱を招くような難しい取り決めをすることがないようにしないさい。」と定

めている。

さて、境界の不明な山野河海における境相論に関する規定について、『塵芥集』と他国法との相違点を見出すとすれば、それは裁定方式に求められるであろう。すなわち、『塵芥集』（『史料一』から『史料三』）は、「せんき（先地）のごとく」や「せんき（先地）まかせたるべし」などと、「先例」に従うことを原則としている。これに対して、他国法（『史料四』から『史料七』）は、「中分」や「十たんの所（後）ならば、両方へ五たん（後）つ、つけ候（付）歟」というように、「中分」と裁決していることが理解できよう。

この「先例」と「中分」について、藤木久志氏は、「中分」という裁決が見られるのは、土地の「開発」をめぐる紛争であるのに対し、裁決に「先例」を採用する『塵芥集』は、「入会地」における耕地化の抑制と維持に重点を置いているとしている⁷。したがって、訴訟対象地に関して、他国法（『史料四』から『史料七』）はそれが開発地であるのに対して、『塵芥集』（『史料一』から『史料三』）は入会地となることが理解できよう。しかし、なぜ、『塵芥集』（『史料一』から『史料三』）は他国法とは異なり、開発地ではなく入会地の境相論に関する規定をしているのであろうか。以下、『塵芥集』における境相論規定の訴訟対象地が「入会地」となっている理由を検討していきたい。

まず、当該期の伊達領は開発地に関する規定が定められた他地域に比べて、開発が進んでいなかったことが理由であったと考えられる。桜井英治・清水克行両氏は、伊達氏の買地安堵状（購入地の公認文書）を分析して、土地の単位として、面積を表す「反歩」ではなく、播種量を表す「蒔」が使われていることに注目している。そして、面積ではなく播種量を表す単位が使用されていることから、伊達領で行われていた農業は、畿内のように集約化しておらず、村落景観についても、畿内のように集村化していなかったと推察している。したがって、そのような集

村化していない状況であれば、開発されていない土地が多く存在し、境相論も起こりにくいという見解を示している。⁸

ところで、分国法が制定された時期である一六世紀の開発事情について、西川広平氏は、この時代の領主権力による支配の背景には、開発などに対応するために形成された、村の秩序やネットワークが機能していたとしている。そして、これら村による機能は必ずしも領主権力による支配体制には拘束されていなかったと述べている。⁹つまり、戦国時代における開発には、村による「自力救済」の体系¹⁰が大きく機能していたというのである。

このことから、他国法（史料四）から【史料七】における境相論規定に関しては、領主権力による支配体制の一元化を図るのに際して、開発における村の「自力救済」を危惧し、それを抑制しようとした条文であると理解できよう。村の「自力救済」の抑制は、戦国大名にとって重要な課題であったことは容易に想像できる。事実、豊臣政権期に発令された「喧嘩停止令」には、村の「自力救済」を否定しようとする意図が確認できる。¹¹したがって、奥羽における村の「自力救済」については、次のような想定ができよう。すなわち、奥羽は他地域と比較して、村の「自力救済」の程度が低かったのではなかろうか。ゆえに、奥羽は開発があまり進んでおらず、開発地における境相論も、あまり問題化していなかったという見方ができよう。以上の理由から、『塵芥集』の境相論規定では、他国法のように開発地ではなく、入会地が焦点とされているのではないであろうか。

また、境相論に代表される中世の村同士の武力紛争について、藤木氏は、村の「自力救済」による当知行（実際に土地所有権を行使すること）の核心には、山野河海の占有の実現という「ナワバリ」意識が存在していたとしている。したがって、境相論などの武力紛争は、このナワバリの保全のために行われていたとしている。¹²ゆえに、伊達領では、村のナワバリ意識が弱く、そのため、境相論が問題化していなかったという見方ができよう。他地域と

比べて、奥羽は村による「自力救済」の程度が低いという前述した見方は、このナワバリの視点からも裏づけられる。

ここまで、境相論規定を題材に、『塵芥集』と他国法の相違を探り、結果として、奥羽では境相論がさほど問題化していなかったと推察した。したがって、奥羽は他地域よりも、村の「自力救済」が弱かったという見方を示した。しかし、ここでは村落という側面から「自力救済」のあり方に関して検討したが、このことで一つの疑問が浮かび上がるのではなからうか。それは、村落の構成員である百姓の奥羽における実態である。次節では、百姓に焦点を当てて、引き続き、奥羽の「自力救済」社会の様相を探っていききたい。

2 去留自由の否定

前節では、境相論に関する規定を材料に、『塵芥集』と他国法との相違を探った。そこで、奥羽では境相論があまり問題化していなかったことが分かった。このことから、他地域に比べて、奥羽の村は「自力救済」の程度が低かったと結論づけた。ここからは、伊達領の村落における「自力救済」のあり方について、百姓の側から検討していくこととする。

さて、『塵芥集』を題材として、百姓の実態から「自力救済」のあり方を探るのに、注目すべき条文が存在する。その条文とは、次の【史料八】・【史料九】である。

【史料八】『塵芥集』第八〇条

一、百しやうゆうしよのさいけをしさり、たりやうにして、いてつくりいたす事、かつてもつてきんせぬたるへし、此はつとをそむき、ゆうしよのさいけへかへらすハ、いますむところのちとう、くたんの百しやうと

もにもつて、せいはいをくわふへきなり、

【史料八】では、「百姓が本来の住居を出て、他領で耕作することは、以前から禁止である。この決まりに背いて、本来の住居へ帰らなかつた場合は、現住地の領主と決まりに背いた百姓をともしに成敗する。」と規定されている。

【史料九】『塵芥集』第一四〇条

一、地下人、たしよへいてあかりの事、そのところをたのみ、すまるをなし、たしよへまかりこえ候ハ、そのちとう、又ハ地ぬしにいとまをこひ、まかりいてへきなり、たとひおやといひ、子といひ、のこしをくといふとも、其地ぬしまんところへ相ことハらす、他所へにもつ、其外はこひをくるのとき、そのむら中ものいてあひ、かのいつるところのもの相か、へ候ともから、さらにひか事にあらず、仍いてむかひのしゆ、いてあかりのものひきつれ候者、うちとめ候共かうないのものをつとあるへからず、うたれ候やから、あまた候ともふうんたるへきなり、た、しいてあかりの本人、かのさいしよへかえりすミ候ハ、うちてのをつとたるへきなり、

【史料九】は、「地下人」(百姓)が他領へ転出することについて、現住する地域に一旦居住した以上、他領に出る際は、現住地の領主または地主に、主従関係の解消を申請してから転出しなさい。もし、親や子を現住する地域に残しておいたが、居住していた地域の地主政所(農業経営・所領支配に関する事務処理を行う機関)に転出を申請しなかつたとする。そうすると、他領へ荷物などを送る際に、居住していた村の者が、申請しないで転出しようとした者を拘束した場合、それは道理に適っている。したがって、転出先の地域の者が、転出しようとした者を現住していた地域に引き戻した場合、居住していた地域の者が、転出しようとした者を討つたとしても、罪はない。

討たれた者が多くいたとしても、それは不運である。ただし、転出しようとした者が、居住していた「在所」へ帰った場合、その者を討つた者は罪になる。」としている。

この二カ条（『史料八』・『史料九』）で注目すべき点は、百姓に対する去留の自由が否定されていることである。この点から、伊達氏による土地緊縛の意図が窺えよう。¹³ 藤木久志氏は、中世後期における人返法（他領に逃亡した百姓や下人をもとの居住地へ返還させる法）を検討し、『御成敗式目』第四二条に「於去留者宜任民意」と規定された、年貢などの未進がなければ百姓の去留の自由を保障する、という法理は原則として一貫していると述べている。¹⁴ そして、戦国末期において、百姓に対する土地緊縛法が一般化してきて、豊臣政権期にこれが体制化されるとしている。¹⁵

ところで、分国法において、このように百姓に対する土地緊縛を意図しているのは、管見の限り、『塵芥集』（『史料八』・『史料九』）と、「諸人領内百姓等」が「他人の被官」になることを「無道第一也」とした「大内氏掟書」第一七二条くらいである。また、『塵芥集』において、「地とうと¹⁶百しやうのあひたの事¹⁶」について規定した、第七六条から第八三条（第八〇条は『史料八』）が存在するが、¹⁷これらは、大名権力によって、地頭に対する百姓の抵抗を抑圧することを志向している。¹⁸ したがって、他国法との比較を踏まえると、『塵芥集』は百姓に対する統制が厳しいと言えよう。では、この百姓への統制が厳しい理由は、一体どこに求められるのであろうか。

このことを探るにあたり、村落と百姓との関係性から検討を試みたい。中世において、この関係性を特徴的に示すものの一つとして、年貢や公事の納入などを村落単位で請け負わせる「村請」という制度が存在する。この村請について、勝俣鎮夫氏は、戦国時代の村落は自らで紛争を処理して、年貢や公事の納入を負担する代わりに、領主に対しては、村やそこに居住する百姓を保護する義務を要求していたと述べている。¹⁹

また、藤木久志氏は、近世において、幕藩領主の法令が出る度に、惣百姓連判の請書が提出される、「法の村請」という手続きが制度化していたことに注目した。同氏は、このような領主側の施策を村からの起請文の提出により請け負う慣行は、中世前期以来から存在していたことを示唆している。そして、この起請文は、領主の決定を確認させるために百姓に提出を求めるだけでなく、百姓側も自らの主体性により、領主にその受理を迫っていたと述べている。²⁰

以上の両氏の考察から、中世における村請は、村の「自力救済」により機能しており、大名や在地領主は、この制度のもとに村落や百姓を統治していたことが理解できるであろう。

さて、中世の村請について説明してきたところで、伊達氏の百姓に対する統制が厳しい理由を考えていきたい。両氏の考察を踏まえて、この理由を検討するならば、伊達領では、村の「自力救済」によって機能する村請の体系が、他地域と比べてあまり確立していなかったのではないであろうか。遠藤ゆり子氏の研究により、奥羽の村落においても、村請は確立していたことが実証されている。²¹しかし、この時代の村落は自らで紛争を処理して、年貢や公事の納入を行っていた、という前述した勝俣氏の考察を踏まえると、奥羽の村請については次のように推察できよう。

すなわち、『塵芥集』において、「地とうと²⁰と百姓²¹のあひたの事²²」に関する規定が存在する背景には、百姓の領主権力に対する激しい抵抗があったのではなからうか。²²したがって、奥羽の村落では、紛争を処理する体系があまり確立していなかった可能性があると言えよう。ゆえに、伊達氏は自らの権力により村落の秩序を保とうとし、その結果として、分国法としては注目すべき、百姓の去留自由を否定した条文（『史料八』・『史料九』）までもが存在しているのではなからうか。以上から、前節の考察と同じく、奥羽は他地域と比較して、村による「自力救済」が

弱かったと結論づけられるであろう。

ここまで、百姓に焦点を当てて、奥羽の「自力救済」の実態を検討してきた。その過程で、村落と百姓の関係を特徴的に示す村請という体系に着目した。そして、奥羽の村請は、他地域に比べて弱体であったという可能性を提示した。ゆえに、前節と同じく、中世の奥羽は村による「自力救済」の程度が低かったと結論づけた。次節では、【塵芥集】に特徴的な用水規定に着目し、ここまで述べてきた奥羽の村落における「自力救済」のあり方を跡づけることにしたい。

3 飲料水規定

ここでは、【塵芥集】の用水規定に注目し、ここまでの考察を裏づけていきたい。用水に関する規定は他国法にも存在するが、【塵芥集】のそれは第八四条から第九一条までの七カ条もあり、²³ 実に詳細であると言える。そして、この用水規定をさらに特徴づけるのが、次の【史料一〇】である。

【史料一〇】『塵芥集』第八七条

一、はん^(万人)にんのの^(株)ミ水として、な^(渡)かれを^(渡)くミもちゆるのところに、河^(上)か^(上)ミの人^(渡)けから^(渡)ハしき物を^(渡)なかし、ふ^(不)しやう^(淨)を、こなふ事あるへからず、次^(二)一人のために、其人の在所^(渡)へせき入^(渡)、な^(渡)かれをと、め^(株)、の^(株)ミ水に^(渡)うへ^(渡)さする事、さい^(罪)くわたるへし、

【史料一〇】では、「万人の飲み水を汲み取る場所に、川上に住む人が汚物を流し、そこを汚染させてはならない。次に、一人の屋敷へ水を流し入れ、水流を止めて、他の人を飲み水に飢えさせることは罪である。」と定められている。

この【史料一〇】は飲料水に関する条文であり、このような内容の史料は、戦国時代には稀有である。この【史料一〇】の制定事情については、遠藤ゆり子氏が考察しており、①急激な人口増加などといった、村や町の急変が引き起こす用水秩序の崩壊、②旱魃による水不足、という二つを想定している²⁴。しかし、前節までの考察も踏まえると、【史料一〇】が制定された背景としては、次のような可能性も想定し得る。

【史料一〇】に関して注目すべき点は、飲料水の利用を法制下に置いていること自体であり、それが当該期には稀有なことであろう。この理由を検討するならば、やはりそれは村の「自力救済」に求められると推察する。

すなわち、飲料水の利用を法制下に置かない他地域では、村の「自力救済」の体系により、飲料水利用の秩序が一定に保たれていたと考えられる。したがって、伊達領では、前節までで考察したように、村による「自力救済」の程度が低かったために、飲料水利用の秩序が乱れていたという想定ができる。ゆえに、伊達氏は自らの大名権力により、飲料水利用の統制を図ろうとした。その結果として、「塵芥集」には、戦国時代には稀有である飲料水利用を定めた条文や七カ条もの豊富な用水規定が存在するのではないであろうか。

本節では、奥羽における村の「自力救済」の体系は弱体であった、という前節までの考察の裏づけを試みることを目的として、用水規定に焦点を当てた検討を進めてきた。その結果、飲料水の利用秩序の側面を中心に、奥羽の村による「自力救済」の程度は低かったという可能性を示唆することができ、前節までの考察を一応裏づけられたのではなからうか。

4 小括

ここまで、「塵芥集」の境相論、百姓の去留、用水という三つの規定に注目し、他国法との比較も踏まえながら、

奥羽の村落における「自力救済」のあり方を探ってきた。

第一節では、『塵芥集』の境相論規定が、開発地について規定する他国法とは異なり、入会地の境相論を規制しようとしていることに注目した。そして、当該期の開発には、村の「自力救済」が大きく機能していたという事実から、奥羽では、開発地における境相論が問題化していなかったという見方を示した。したがって、他地域に比べて、奥羽の村落では、村による「自力救済」の体系が弱体であった可能性が示唆できると結論づけた。

第二節では、前節の考察を念頭に置き、村落の構成主体である百姓に焦点を当てて、『塵芥集』は百姓に対する統制が厳しいということを明らかにした。そして、百姓への統制が厳しいことの理由を検討するにあたり、村落と百姓の関係を特徴的に示している村請という制度に注目した。中世において、村請は「自力救済」を基盤として成立していたことが実証されている。したがって、百姓に対して厳しい統制を図っていたことを窺わせる伊達領では、やはり村による「自力救済」の程度が低かったと指摘した。

最後に、第三節では、『塵芥集』の用水規定に着目して、これまでの見解を跡づけようとした。『塵芥集』は他国法と比較して詳細な用水規定を備えており、さらに、当該期には稀有な飲料水に関する条文まで存在することは注目に値する。この時代の用水秩序は、村の「自力救済」によって成立していた。したがって、『塵芥集』に詳細な用水規定やこの時代には稀有な飲料水についての条文が存在する理由は、村の「自力救済」による水利利用の秩序が乱れていたためであると考えられる。ゆえに、第二節と同じく、奥羽では村による「自力救済」が弱かったと結論づけた。

以上の考察から、奥羽における「自力救済」の体系は、他地域に比べて程度が低かったという結論が導き出せよう。しかし、この奥羽の「自力救済」は他地域より弱いという結論には、いくつかの疑問点が残る。すなわち、な

ぜ、奥羽における村の「自力救済」は、このように程度が低かったのであろうか、という疑問である。また、このような「自力救済」のあり方は、中世を一貫していたのか、という点も問題として挙げられる。次章では、「自力救済」に関するこれらの疑問点を探っていききたい。

二 自力救済の弱さとその後の奥羽

前章では、奥羽における「自力救済」のあり方を検討した。具体的には、境相論、百姓の去留、用水の三規定に着目し、それらを他国法と比較してきた。その結果、奥羽の「自力救済」の体系は、他地域に比べて弱かったという結論を導き出した。

しかし、奥羽の「自力救済」が他地域と比較して弱かったとすれば、その理由はどこに求められるのか。本章では、この疑問を探っていくこととする。また、『塵芥集』制定以降の奥羽の「自力救済」社会の様相も、併せて確認しておきたい。

1 「在所」

本節では、奥羽における村の「自力救済」の程度が低かった理由を検討していききたい。そこで、『塵芥集』に登場する「在所」という表現に注目したい。

『塵芥集』において、「在所」という表現は、第一八、一九、二〇、三〇、三七、六二、六六、七三、八七、一四〇、一五一、一五二条に見られる。そして、第八七、一四〇条以外の刑事規定での意味は、第三〇条を除いて、アジール

的機能を持つ武家屋敷であると考えられている。²⁵

しかし、前掲した【史料八】には、「（地主）いてあかりの本人、かのさいしよ（在座）へかえりす（在座）ミ候ハ、」と記載されている。この「（地主）いてあかりの本人」は、「地下人」（百姓）を指している。ゆえに、「在所」には、武士だけでなく百姓も居住していたことが分かる。したがって、「塵芥集」における「在所」は、百姓が居住する地域共同体であったと推測されよう。

ところで、中世の奥羽においては、在地領主層が村の運営を主導していたことが知られている。²⁶ ゆえに、この百姓が居住する「在所」の運営主体は、在地領主層であったと想定される。また、桜井英治・清水克行両氏は、この「在所」は広域であり、全伊達領内に存在していたと推察している。²⁷ したがって、【史料八】は、伊達氏が領国支配を確立するために、有力な地域共同体である「在所」に対して実施した統制であると理解できよう。

このように、当該期の奥羽では、在地領主層が運営を主導する「在所」のような空間が、百姓の居住する地域共同体として広く機能していた。そのため、村の「自力救済」が弱体であったと言えるのではないであろうか。

以上、奥羽における村の「自力救済」が弱かったと考えられる原因を検討してきた。奥羽では、在地領主層が運営を主導する「在所」のような空間が、地域共同体として広く機能していたと考えられた。したがって、奥羽では、地域共同体の運営主体が在地領主層であったため、「自力救済」の程度が低かったのは当然と言えよう。最後に、次節では、このような奥羽における村の「自力救済」のあり方が、「塵芥集」制定以降も続いていたのかを確認する。

2 奥羽仕置時の村落

前節では、奥羽の「自力救済」の体系が弱かったことの原因を探ってきた。奥羽では、在地領主層が運営主体である「在所」が、地域共同体として広く機能していた。したがって、奥羽における村の「自力救済」の程度が低かった原因は、地域共同体の運営主体が在地領主層であったことにあると考えられる。最後に、本節では、このような村の「自力救済」のあり方が、中世を最後まで一貫していたのかを確認しておきたい。

このことを検討するために、天正一八年（一五九〇）から翌一十九年（一五九一）にかけて行われた豊臣体制化の推進政策である、「奥羽仕置」に着目することとする。奥羽仕置は、この地域における中近世移行の画期とされている。したがって、奥羽仕置が行われた時期の奥羽を探ることは、前節まで考察してきた、「自力救済」社会のあり方のその後を確認するのに適していると言えよう。なお、奥羽仕置に関する研究は、小林清治氏に詳しい²⁸。そのため、以下では、同氏の研究を参考にして考察を進めることとする。

さて、この奥羽仕置時の村落に目を向けると、「自力救済」のあり方を探るのに注目すべき事実が存在する。それは、秀吉軍の諸将が村落に対して発給した禁制（軍勢による略奪や放火などを禁止する公示）および還住掟書（逃散した百姓の帰還を命じる掟書）が一〇通程度に過ぎず、秀吉が発給したものに關しては一通もないことである。これに対して、同時期に行われた小田原攻めの状況を見ると、これらの文書は多数発給されている²⁹。

当該期において、禁制というのは、寺社や村落が、敵軍の侵攻からの安全保障を求めて、事前に敵将へ申請して交付されていた。この禁制の交付状況から、小林氏は、禁制発給の多少は大名・在地領主と村落との関係性に左右されると考察している³⁰。

では、奥羽仕置が行われた時期において、当該地域におけるこの大名・在地領主と村落との関係性は一体どのよ

うなものであったのであろうか。この関係性を検討するために、次の【史料一】を見ておこう。

【史料一】『伊達治家記録』天正一九年（一五九二）八月六日条

（前略）一揆共城々多ク相抱へ、百姓等マテ譜代ノ者タルニ依テ、御退治モ御六箇敷義ナリ、（後略）

【史料二】は、豊臣秀次が大崎・葛西一揆（奥羽仕置に対する反対一揆）の詳細を尋ねた際に、伊達政宗が返答した内容の抜粋である。これによると、政宗は、「一揆勢は城を多く保有しており、その百姓なども代々仕えてきた者であるので、彼らを征伐するのは難しい。」と答えている。³¹

さて、小林氏は、この【史料一】から、当該期の奥羽においては、大名・在地領主と村落との密着した関係性が窺え、この両者の分化は弱かったとしている。したがって、同氏は、村落の自立、言い換えれば、村の「自力救済」の程度は低かったと推察している。そして、村の「自力救済」が弱かったため、奥羽では、村落の自主行動としての禁制の申請が行われ難く、前述のように、禁制および還住掟書が少ないという見通しを立てている。³²

この一方で、同氏は、当該期の段銭帳（公事の納入記録）に、村落による段銭の納入例が確認できることから、奥羽においても、村請がある程度まで進んでいたともしている。³³ この奥羽における村請の成立については、前章で述べたように、遠藤ゆり子氏も同様の指摘をしている。³⁴

以上、小林氏の考察からは、仕置時の奥羽の村落について、村の「自力救済」の存在は窺えるが、それは弱体であったと結論づけられよう。したがって、前章で述べた、奥羽における弱体な村の「自力救済」は、『塵芥集』が制定された時期だけでなく、中世の終焉まで続いていたと言える。

本節では、前章で述べた、奥羽における村の「自力救済」の弱さが、中世を一貫していたのかを検証しようとした。そのために、奥羽における中近世移行の画期とされている奥羽仕置に焦点を当てて、当該期の村落の様相を

探った。奥羽仕置時には、村落の自主申請による禁制が、同時期の小田原攻めの際と比較して、あまり交付されていないことが分かる。この禁制の交付状況から、奥羽の村落の自立は弱かったと言えよう。一方で、奥羽においても、村請制の成立は確認できる。したがって、奥羽における弱体な村の「自力救済」のあり方は、『塵芥集』の制定時期だけに留まらず、中世の最終期まで続いていたと結論づけられるであろう。

3 小括

以上、本章では、奥羽社会における村の「自力救済」の弱さの理由を探ってきた。併せて、このような程度の低い村の「自力救済」のあり方は、中世を最後まで一貫していたのかという点についても確認してきた。

第一節では、『塵芥集』における「在所」という表現に注目して、奥羽の「自力救済」のあり方を検討した。「在所」は、アジールの機能を持つ武家屋敷とされているが、武士だけでなく百姓も居住していることが確認できる。そして、奥羽において、この「在所」は、百姓が居住する地域共同体として広く機能していた。また、奥羽における地域共同体の運営主体は、在地領主層であったことが知られている。したがって、奥羽においては、在地領主層が地域共同体の運営主体であったため、村の「自力救済」が弱体であったという可能性があらう。

第二節では、このような奥羽の程度の低い「自力救済」のあり方は、中世を最後まで一貫していたのかを探った。奥羽における中近世移行の画期は、天正一八年（一五九〇）から翌一九年（一五九一）にかけて行われた豊臣体制化の推進政策である奥羽仕置とされている。したがって、この時期の奥羽の様子を窺うことが、前述の問題点を探るのに適していると言える。そこで、仕置時の奥羽の村落に目を向けたところ、禁制や還住掟書が少ないことが目についた。当該期において、禁制は村落の自主申請によって交付されるのが通例であったため、奥羽の村落の

自主性は弱体であると推測できる。しかし、その一方で、奥羽においても村請制は成立していたとも考えられた。以上から、奥羽の弱体な「自力救済」のあり方は、中世の終焉まで続いていたと想定できる。

おわりに

ここまで、本稿では、「塵芥集」を題材として、これを他国法と比較することにより、奥羽社会の様相を探ってきた。

第一章では、「塵芥集」の条文から当該期の村落の実態を探り、奥羽の「自力救済」のあり方を検討した。その中で、①境相論規定の対象地について、他国法は開発地であるのに対して、「塵芥集」は入会地になっていた、②百姓に対する統制が厳しく、百姓が領主権力に対して、激しく抵抗していたことが窺えた、③詳細な用水規定を備えており、この時代には稀有な飲料水に関する条文までもが存在する、という三点に注目した。そして、それぞれの理由は、①奥羽では、村の「自力救済」による開発があまり進んでいなかった、②村の「自力救済」による紛争処理の体系が弱かった、③村の「自力救済」による用水秩序が成立していなかった、という点に求めた。したがって、奥羽における村の「自力救済」の体系は、他地域に比べて程度が低いと推察した。

しかし、なぜ、奥羽における村の「自力救済」は弱かったのか。また、このような程度の低い「自力救済」のあり方は、果たして中世を一貫していたのか。第一章の考察には、この二点の疑問が残った。

そこで、第二章では、この二つの疑問について検討した。「塵芥集」に登場する「在所」は、百姓が居住する地域共同体として広く機能していた。そして、この在所の運営を主導していたのは、在地領主層であったと考えられ

る。したがって、奥羽における村の「自力救済」が弱体であった理由は、百姓が居住する地域共同体の運営主体が在地領主であった、という点に求められるとした。また、奥羽の中近世移行の画期である奥羽仕置に目を向けると、禁制や還住証書の発給が少ないことが分かる。当該期において、禁制は村落などの自主的な申請により交付されるのが通例であった。ゆえに、「塵芥集」制定以後も、奥羽における村の「自力救済」体系は弱かったと推察した。

以上、本稿では、「塵芥集」を題材として、中世の奥羽社会の様相を検討してきた。分国法の内容から地域性を探るといふ研究は、これまであまりされていなかった。また、「塵芥集」自体を考察対象にした研究も、あまり多くは存在しない。以上のような点において、本稿は一定程度の役割を果たしたように考えられる。

しかし、奥羽は他地域と比較して「自力救済」の程度が低い、という本稿の見解には多少の言及の余地がある。第二章第二節において、この見解を裏づけるために引用した、奥羽仕置時の当該地域において、村の自立は弱体である、という小林清治氏の見解には、次のような反論がある。すなわち、藤木久志氏は、小林氏とは逆に、奥羽においても村の自立は顕著に認められるという意見を示している。³⁵ 本稿では、奥羽の村の自立に関する小林氏の見解に対しては、肯定の立場を示した。したがって、この藤木氏による小林氏への批判は、本稿に対する反論という立場にもなる。しかし、本稿における考察では、藤木氏の意見を退けたことにはなるまい。

したがって、以上のような疑問を解消するためには、研究があまり進展していない中世の奥羽社会の実態追及の進展が求められるが、このことは他日に期したい。

(付記)

本稿は、二〇一六年度に、国士館大学文学部史学地理学科考古・日本史学専攻へ提出した卒業論文を改稿したものである。

註

- 1 小林宏「塵芥集の構造的特質」(同「伊達家塵芥集の研究」創文社、一九七〇年、初出一九六二年)。
- 2 遠藤ゆり子「塵芥集」用水規定を通してみる戦国大名」(同「戦国時代の南奥羽社会―大崎・伊達・最上氏―」吉川弘文館、二〇一六年、初出二〇〇八年)。
- 3 前川祐一郎「塵芥集」第六五条にみる伊達氏と山の民」(『日本歴史』第八〇九号、二〇一五年)。
- 4 黒嶋敏「書評 遠藤ゆり子「戦国時代の南奥羽社会―大崎・伊達・最上氏―」(『歴史学研究』第九五七号、二〇一七年)。
- 5 「御成敗式目」第三六条を典拠とした「史料三」と同趣旨の規定が、第二二一条になされている。なお、勝俣鎮夫「塵芥集」第二二条頭注・同「塵芥集」第一六九条頭注」(石井進・石母田正・笠松宏至・同・佐藤進一校注「日本思想体系21 中世政治社会思想」上、岩波書店、一九七二年)を参照してほしい。
- 6 勝俣鎮夫「『今川仮名目録』第三条補注」(石井・他四名校注前掲注5書)。
- 7 藤木久志「村の境界」(同「村と領主の戦国世界」東京大学出版会、一九九七年、初出一九八七年)。
- 8 桜井英治・清水克行「戦国法の読み方―伊達植宗と塵芥集の世界―」高志書院、二〇一四年。
- 9 西川広平「中世後期の開発・環境と地域社会」(同「中世後期の開発・環境と地域社会」高志書院、二〇一二年)。
- 10 村の「自力救済」については、藤木氏の著作に詳しく、前掲註7書や「戦国の作法―村の紛争解決―」(平凡社、一九八七年)などがある。
- 11 藤木久志「中世後期の村落間相論」(同「豊臣平和令と戦国社会」東京大学出版会、一九八五年、初出一九八三年)、同「移行期村落論」(同前掲註7書、初出一九八八年)。
- 12 藤木久志「村の当知行」(同前掲註7書、初出一九八九年)。
- 13 勝俣鎮夫「『塵芥集』第一四〇条頭注」(石井・他四名校注前掲註5書)。

- 14 「塵芥集」においても、第七七条にこの法理が見られる。
- 15 藤木久志「在地法と農民支配」(同「戦国社会史論—日本中世国家の解体—」東京大学出版会、一九七四年、初出一九六九年)。
 なお、同氏は、この論文において、下人の規定に関しては、百姓とは異なり、中世を一貫して人身緊縛の意図が確認できると指摘している。また、これ以外に人返法に関する研究として、菊池浩幸「戦国期人返法の—性格—安芸国を中心として—」(『歴史評論』第五二三号、一九九三年)が挙げられる。
- 16 「塵芥集」第七六条。
- 17 勝侯鎮夫「塵芥集」第七六条頭注(石井・他四名校注前掲註5書)。
- 18 藤木久志「知行制の形成と守護職」(同前掲註15書、初出一九六六年)。
- 19 勝侯鎮夫「戦国時代の村落—和泉国入山田村・日根野村を中心に—」(同「戦国時代論」岩波書店、一九九六年、初出一九八五年)。
- 20 藤木久志「村請の誓詞」(同前掲註7書、初出一九八八年)。
- 21 遠藤ゆり子「戦国時代の伊達領国にみる村請の村—段銭帳の分析—」(『弘前大学国史研究』第二三七号、二〇一四年)、同「戦国の村町」(同編「東北の中世史4 伊達氏と戦国争乱」吉川弘文館、二〇一六年)。
- 22 藤木前掲註18論文。
- 23 勝侯鎮夫「塵芥集」第八四条頭注(石井・他四名校注前掲註5書)。
- 24 遠藤前掲註2論文。
- 25 勝侯鎮夫「塵芥集」第一八条補注(石井・他四名校注前掲註5書)。
- 26 仲村研・海津一朗「中世の郷と村」(日本村落史講座編集委員会編「日本村落史講座2 景観1 原始・古代・中世」雄山閣出版、一九九〇年)。
- 27 桜井・清水前掲註8書。
- 28 小林清治氏による、奥羽仕置を対象とした研究の代表的な成果としては、「奥羽仕置と豊臣政権」(吉川弘文館、二〇〇三年)および「奥羽仕置の構造—破城・刀狩・検地—」(吉川弘文館、二〇〇三年)が存在する。
- 29 小林清治「禁制・人質」(同前掲註28「奥羽仕置の構造—破城・刀狩・検地—」一部初出一九九四年)。

- 30 小林前掲註29論文。
なお、『正宗記』巻八「関白公奥州御下向」にも、これと同内容の記述が存在する。
- 31 小林前掲註29論文。
- 32 小林前掲註29論文。
- 33 遠藤前掲註21論文。
- 34 藤木久志「『奥羽仕置』論の視座」(同「戦う村の民俗を行く」朝日新聞出版、二〇〇八年、初出同年)。
- 35